

岩国市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 25 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー、食料品等の価格の高騰の影響を受けている市内の病院、診療所及び薬局（以下「医療機関等」という。）の負担を軽減し、安心、安全で質の高いサービスを継続して提供できるよう、医療機関等に対し、予算の範囲内で岩国市医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関である病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち健康保険法第63条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関である診療所（岩国市診療所条例（平成18年条例第134号）別表第 1 に規定する診療所を除く。）をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第 2 条第12項に規定する薬局のうち健康保険法第63条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局である薬局をいう。
- (4) 許可病床数 医療法第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による知事の許可を受けた病床数をいう。ただし、休床中の病床は、除く。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者は、令和 7 年 9 月 1 日時点において、市内で病院、診療所又は薬局を運営しており、かつ、申請日以降も引き続き運営する意思を有する事業者とする。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 病院 1 施設当たり15万円に、許可病床数に 1 万円を乗じて得た額を加算した額
- (2) 有床診療所 1 施設当たり10万円に、許可病床数に 1 万円を乗じて得た額を加算した額
- (3) 無床診療所及び歯科診療所 1 施設当たり10万円
- (4) 薬局 1 施設当たり 3 万円

(支援金の交付申請及び請求)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次に掲げるところとする。

- (1) 岩国市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 振込先口座が確認できる通帳等の写し（令和4年度又は令和5年度に岩国市医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受けており、振込先口座が当該交付を受けたときのものと同一である場合は、提出を省略することができる。）

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やまぐち電子申請サービスにより交付申請をすることができる。

（申請期限）

第6条 前条の規定による交付申請の期限（以下「申請期限」という。）は、令和7年11月30日とする。

2 郵送による交付申請があった場合において、令和7年11月30日以前の通信日付印のあるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

（支援金の交付決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、岩国市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）又は岩国市医療機関等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定及び額の確定をしたときは、申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

（報告等）

第8条 市長は、申請者及び支援金の交付決定を受けた者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、支援金の交付決定を受けた者に対し、支援金に係る関係書類を整備し、支援金の交付決定を受けた会計年度の翌年度から起算して5年間保管するよう求めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。